

環境審査顧問会地熱部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和3年9月8日（水）13:59～15:43

2. 出席者

【顧問】

市川部会長、阿部顧問、糸井顧問、川路顧問、河野顧問、鈴木伸一顧問、

鈴木雅和顧問、中尾顧問、水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、高取環境審査専門職

3. 議 題

(1) 環境影響評価準備書の審査について

①東北自然エネルギー株式会社 松川地熱発電所発電設備更新計画

準備書、意見の概要と事業者の見解の説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価準備書の審査について

①東北自然エネルギー株式会社 松川地熱発電所発電設備更新計画について、準備

書の概要、意見の概要と事業者の見解の説明を行った後、質疑応答を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

<準備書の概要、意見の概要と事業者の見解の説明>

○顧問 どうもありがとうございました。それでは、顧問の先生方から自由に御意見、御質問をお願いいたします。挙手していただいても構いませんし、うまくタイミングを計って発言していただいても構いませんので、よろしくをお願いいたします。地熱関係の先生、お願いいたします。

○顧問 ちょっとお伺いしたいのですけれども、リプレースをすることによって出力が下がっているのですが、これは使用する蒸気量が少なくなったということでしょうか。

○事業者 東北自然エネルギーですが、そうです。最近、100 t前後になってございま

して、それを維持していくということで、今回それに見合った出力を計画してございます。

○顧問　そうすると、新しい生産井は掘削されないということで、現状の6本の生産井を使用されるということなのですから、100 tの蒸気量を生産する場合は、6本の井戸から均等に蒸気量を生産するのか、あるいは何本かの井戸から蒸気を生産して、残りはある意味スタンバイとして利用されるということなのではないでしょうか。その辺りはいかがでしょうか。

○事業者　今ちょうど全部で100 t前後ぐらいということで、スタンバイではなく全量という形になりまして、徐々に多分自然減衰などがありますので、いつかの時点では補充井を掘削していくということで計画してございます。

○顧問　分かりました。ありがとうございます。

○顧問　ほかの先生方、いかがでしょうか。動物関係の先生、お願いいたします。

○顧問　準備書の中での記述内容について幾つか確認させてもらいたいと思います。

準備書です。最初は81ページの表があるのですが、重要な鳥類の表ですが、その40番でアカモズがいます。これは今年の1月に種の保存法で国内希少野生動物種に指定されていますので、この準備書が出されたのは4月でしょうから、それを反映させてください。それが1点。

次、535ページ。この表の中に種名ではなくて科の名前で書いてあるものがあるのですが、例えばメジロ科であるとかキバシリ科、ミソサザイ科、カワガラス科というのですが、これは皆、文献その他の資料調査に○がついているのですが、もちろん科の中に何種類かいて、どれか1つが確認されたという、それが分からないというのであればいいですが、科の中に1種しかいないものがここに挙げられるというのはどうなのか。これはどういう文献なのか。いかがでしょうか。

○事業者　東北自然エネルギーです。今、その辺の文献、確認が必要ですので、改めて確認した上で、次回補足説明資料等で御報告したいと思います。

○顧問　こういう書き方はあまりされないもので、そういう科でしか出していないような文献というのはあまり利用されないのではないかと思います。コメントです。

○事業者　分かりました。ありがとうございます。

○顧問　それから541ページ。環境類型区分別の確認概要、ポイントセンサスと書いていますが、これのそれぞれの環境類型で、面積が出ていますが、これは何を表した面積

なのでしょうか。何を表したというか、どの範囲、例えばポイントセンサスというのであれば普通はポイントセンサスでカバーした部分の面積を書くと思いますけれども、その理解でよろしいのですか。

○事業者 御指摘のとおりかと思えますけれども、すみません、こちらも改めて確認させていただいた上で回答させていただきたいと思えます。

○顧問 それでは、確認の際に、何が言いたいかというのを今から申し上げますけれども、例えばこれはポイントセンサス法による確認状況の環境類型区分別の面積とラインセンサスでの確認の面積が一緒なのです。常識的に考えたらそういうことはあまりあり得ないだろうと思って、考えてみたら調査範囲全ての中での環境類型区分の面積がこういう感じになるのではないかと思うのですが、実際に密度を出す場合は、センサスで出た個体数を表に書かれた面積で割っているみたいなので、それはちょっと計算がおかしくなるのではないかと思います。

同じく804ページには生態系のカラ類の計算結果が出ているのですが、これがまた不思議なのが、例えば804ページの表を見ましたら、一番左の落葉広葉樹自然林193.83ha、春季（5月）だけで199個体見られていますので、これはヘクタール当たり1.03個体というのは分かりますけれども、これが合計すると6種で537個体となっていますね。この前のページに戻りますと、そこで落葉広葉樹自然林は面積が193.83haで537個体見られているということになるのですけれども、そうすると、生息密度が2.77というのはおかしくないですか。というのは、一回一回のセンサスで193.83haずつ見られているはずですから、全体537個体というのは、5回の季節それぞれ193ha見たことになりますから、この5倍の面積を調査したということになります。ですからこんなに生息密度が高くなるわけがない。平均値になる。その辺も含めてちょっと後ほど御回答をお願いします。

○事業者 分かりました。もう一度整理してお示しするようにいたします。

○顧問 それでは、ほかの先生方、いかがでしょうか。どうぞ。

○顧問 今の先生の御指摘いただいた環境類型区分別のデータのところですが、804ページもそうですし、最初の方に御指摘いただいた541ページのところもそうなのですが、集計した結果を出しているのです、これはこれで分かりますけれども、元のデータ、集計する前のデータを資料編で結構ですから、評価書の段階では資料編に元のデータをちゃんとトレースできるように載せていただきたいというお願いですが、よろしいでしょうか。

○事業者 補足説明資料として準備するのと評価書にも参考資料ということで記載することで分かりました。

○顧問 よろしくお願ひします。

○顧問 ほかの先生方、いかがでしょうか。ないようでしたら、私から。私も5点あるので、一つ一つ確認していきたいのですけれども、359ページ。質問は全部硫化水素関係です。この表の注1ですけれども、これがちょっと分からなかったのです。日中1時間ごとの3回の測定結果というのは、ある日に1時間を3回測ったということなのか、日中1時間を3日間測ったということなのか、ちょっと分かりにくかったのですが、これはどちらなのでしょう。3日測定したのか、1日に3時間測定したのか、ちょっと分からなかったのですけれども、教えてください。

○事業者 この測定は、1日に3時間、公定法に基づいて連続で行った結果ということですよ。

○顧問 では、ここは分かりやすく、日中1時間単位で、3時間連続で測ったということですね。

○事業者 はい、そのとおりです。

○顧問 もう少し分かるように書いていただけますでしょうか。

○事業者 分かりました。記載内容を検討いたします。

○顧問 次、401ページ。6番の予測手法のところですよ。風洞実験に代替できるという文章があるのですが、これは数値モデルを初めのうちに使うときにはこういう言葉はあった方がよかったですけれども、今は数値モデルの実績が出てきましたし、手引にも風洞実験と数値モデルが並列で書かれてあるので、数値モデルが採用されているので、風洞実験に代替できるというのは、削除した方がいいと思います。

○事業者 分かりました。修正いたします。

○顧問 それから404ページ。硫化水素の排出量なのですよけれども、硫化水素の排出量というのは、この表の排出湿空気量×硫化水素の排出濃度で求まると思うのです。更新後は排出湿空気量×排出濃度で62(m³N/h)になるのですけれども、既設の場合は136(m³N/h)にならないのですが、これはどういう理由でしょうか。5,400(10³m³N/h)に17.6(ppm)を掛けると100以下になる、95ぐらいになるのですけれども、ここは136と書いてあるのはどういう計算でしょうか。

○事業者 多分間違いがどちらかに生じていると思います。それはちょっと確認しない

といけませんので、確認した上で改めて補足説明資料等で報告したいと思います。

○顧問　　お願いします。410ページ。ここは評価の仕方はいろいろ考えて書いていただいているのですけれども、画面共有で映っているところの上から4行目に、「最大着地濃度（風向が一定で、拡散に寄与する変動が小さい場合の濃度）」とあります。これは、かたつむり山のときに非常に短い文章で拡散現象が分かるように、こういう形で書いてもらったのですけれども、この場合は、その上、2行目のところに10分間という値が書いてあるので、ここは「最大着地濃度（風向が一定で、拡散に寄与する変動が10分間より小さい場合の濃度）」というように、10分を具体的に入れた方が分かりやすいので、御検討ください。

○事業者　　分かりました。

○顧問　　それから硫化水素の予測なのですけれども、ここは既設の施設を撤去するのに3年近くかかるのですが、そのときに既設の冷却塔の影響が新設の冷却塔からの拡散に影響すると思うのですが、それについては何か御検討されましたでしょうか。

○事業者　　東北自然エネルギーですけれども、参考ということで予測をしておりますので、補足説明資料等で御紹介するというところでよろしいでしょうか。

○顧問　　きちんと予測していただいているわけですね。そうしたら、次回その結果を見せてください。

○事業者　　分かりました。

○顧問　　ほかの先生方、いかがでしょうか。水質関係の先生、手を挙げていますね。よろしくをお願いします。

○顧問　　細かい点で1点だけ確認します。準備書481ページのBODの調査結果の表で上段の一番右側の冷却塔の排水に関する記載が0.5未満となっていますが、この前の468ページに出ている現地調査結果、それから先ほどのパワーポイントで説明していただいた資料にも、このところは0.5未満～1の範囲となっていたと思います。481ページの表の記載はミスプリではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者　　すみません、その可能性もありますので、確認いたします。

○顧問　　よろしく願いいたします。

○顧問　　生物関係の先生、お願いいたします。

○顧問　　準備書の方で確認したいことがございますので、まず669ページをお示しいただけますでしょうか。先ほども動植物の概要的な説明のところ御紹介があったと思う

のですけれども、対象事業実施区域内に、これは貧養地小型植物群落ということで書かれていると思うのですけれども、内容を見ますと、刈取草原ということで、写真を見てもかなり人為的に刈り取られたり、裸地化したようなところに水がしみ出して成立しているような群落。希少種であるモウセンゴケ等は生えているとは思いますが、全体的にはかなり人為的影響を受けたような群落と見られるのですが、その後の植生自然度の取りまとめのところでは、改変区域内の植生図、732ページのところに恐らく点で示されているのがこの群落だと思うのですが、括弧書きで点と書いてあるので、こういった群落を重要なものとして取り扱っていただいているのは最大限配慮していただいているということではあると思うのですけれども、先ほどの群落の内容からすると、かなり人為的な影響を受けているような群落で、果たして植生自然度10に相当するののかというのはちょっと疑問に思ったのですが、その辺、事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 この貧養地小型植物群落については、定期的に草刈りが行われている上、成立している群落で二次的な要素も大きいかと思えます。ただし、生育しているものがミズゴケ類やモウセンゴケなど重要な植物が大きく係わっているので、これは自然性が高いものとして判断して、重要な群落としました。

○顧問 ただ、植生自然度というのは人為に対してどのくらい回復してくるかという度合いで判定しているのです、例えば湿原でもヨシ群落で自然に成立しているものは10、二次的に放棄水田などに成立したものは4だったか5だったか、その辺りで分けていると思うのですけれども、そういった考え方だと必ずしも10に当たらないということも言えるかと思うので、ちょっとその辺もう一度、植生自然度の概念を少し整理して再検討していただけますでしょうか。

○事業者 分かりました。

○顧問 もう一点は生態系の方なのですけれども、生態系の予測結果、例えばクマタカですと795ページ辺りですか。本件につきましては、リプレースですし、改変も少ないので、影響がほとんどないというのは分かるのですが、基本的に生態系の影響予測というのは、いろいろな他の動植物や生息環境等との関連性をよく把握した上で、定量的に影響予測を行うということになっていると思うのです。ところが、ここに書かれていることは、どちらかと言えば定性的なことが書かれていて、例えば高頻度利用域等を出していただいていますけれども、対象事業実施区域とか改変区域がどの程度かかっているのかというような数値的な情報とか、実際にクマタカが狩りをしていた場所がどの辺に

多くて、それがどの程度影響を受けるのか受けないのかとか、そういった数値的な情報がほとんどない。カラ類につきましても、カラ類は808ページ辺りですか、影響がほとんどないというのは分かるのですけれども、やはりそれを示すようなカラ類の生息密度がどの類型区分でどの程度だという情報が載っていますので、それに基づいて、それぞれの類型区分がどの程度改変されるのかという表が対比でないと、ちょっと数値的に影響がほとんどないというのは何を基にして言っているのかというデータが示されていないのではないかと思いますので、その辺りいかがでしょうか。

○事業者　ありがとうございます。おっしゃっていただいているとおり、本件の場合、事業によって生態系に対しての影響というのは非常に小さいものと考えておりまして、こういった予測評価の方法を取らせていただきました。御指摘のとおり数値的に調査結果の方を整理している部分もありますので、そういったところを評価の方に反映できるような形を少し検討してみたいと思います。

○顧問　少なくとも類型区分別の改変面積等、そういった情報を出していただくと、小さいというのが数値的に分かると思いますので、そういった整理は少ししていただいた方がよろしいかと思いますので、よろしく御検討いただければと思います。

○顧問　造成関係の先生、お願いいたします。

○顧問　アセスメントと直接は関係しないのですが、準備書の3ページに事業の目的等書かれていますが、やはり50年以上安定して電力を供給してきた、それから商業地熱では最初だということはかなり社会的に評価されるべきだと思うのです。書きぶりがかなり控えめなので、評価書で結構ですけれども、例えば数値的裏づけ、これまでの総供給電力量とか日変化とか月変化とか年変化がほかの風力とか太陽光などに比べて安定しているとかというのをもうちょっと具体的に地熱発電の特徴として裏づけをもってアピールしたらどうなのでしょうかという提案です。

○事業者　先生がおっしゃるとおり地熱発電は安定して運転しているということは事実でございます。それはエネルギー基本計画にもそのように明記されておりますので、どこまで書けるかというのはあると思うのですけれども、内容については、ちょっと検討させていただきます。

○顧問　提案ですので、よろしく申し上げます。

○顧問　では、先に植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問　先ほどの先生の御質問とダブるのですが、貧養地小型植物群落の自然度

の問題なのですが、これは自然度が10ではないということでもよろしいかと思えます。あくまでも二次的なものですので、自然度と希少性というものはまた別の概念として取り扱っていただければと思います。

あと、2点ほど質問をさせていただきたいのですが、準備書の749ページに貴重種、重要な植物があるのですけれども、そこにミズゴケ属というのがある。ミズゴケ属になっているのですが、八幡平には8種の報告があるということなのですが、これは具体的に何というミズゴケだかは特定されていないのですか。

- 事業者 種類については分類が難しいために同定ができていない状態になります。
 - 顧問 専門家に同定を依頼するとかはされていないのですか。
 - 事業者 今回はしていませんでした。
 - 顧問 ミズゴケ属というのはミズゴケの仲間、ミズゴケ類でもいいかと思うのですけれども、雑多な種類がありまして、大体種類によって生えている場所が違うということで、重要性というように言っていかがうかちょっと分からないのですが、例えばイボミズゴケであれば高層湿原の指標種になる。そういったものがありますので、ここは是非同定はしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。
 - 事業者 検討いたします。
 - 顧問 検討ですね。是非やっていただきたい。報告書ですので、S Pのままだとすると報告書にならないですね。
 - 事業者 はい。
 - 顧問 そのところは御理解いただきたいと思います。種の同定が行われないうちに云々はできないと思いますので、よろしくをお願いします。
 - 事業者 分かりました。
 - 顧問 もう一点は、植生関係なのですけれども、植生は80か所調査していただいて、非常に丁寧に扱っていただいている、一個一個の植群の解説までされていて、今までこのような丁寧な報告はあまり見たことがないので、非常によろしいかと思っています。
- ただ、組成表も示していただいているのですけれども、最後の資料編、資料の2(3)から森林植生の組成表が出てくるのですが、ここでせつかく組成表を作っているのですが、特にブナ林ですね。チシマザサーブナ群集というのがあるのですけれども、これが組成表上では区分されていないのです。分かれていないのに四角のくくりが入っているというところがちょっともったいないといいますが、きちっと区分できて提

示された方がいいかと思うのです。

これは表を見ますと、チシマザサーブナ群集の標徴種（福嶋他1995）とあるのですけれども、これは福嶋先生の有名なブナの論文なのですが、そこに書かれている標徴種をここに挙げたということなのではないでしょうか。

○事業者 そのとおりです。

○顧問 そうすると、あれは全国のブナ林をまとめたときに出てきたチシマザサーブナ群集の区分種なのです。全国比較だから標徴種という言葉を使っていますけれども、ところが、ここは八幡平だけの、特に当該区域だけのデータで比較をしていますので、すごく地域的な比較になっているのです。ですから全国的な比較で出てきたものをこのところで、それがチシマザサーブナ群集の標徴種だから、このところに挙げていくというわけにはいかないのです。地域的に例えばオオシラビソ林とコメツガ林とクロベ林とブナ林を比較したときにどういう区分種で区分されていくのかということところはちょっと全国比較とまた違うところがありますので、そのところはきちっとした調査をしていただきたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。修正いたします。

○顧問 それから、これはチシマザサーブナ群集を使われている、福嶋先生のもので、仕方がないのですけれども、ここで乾性のブナとか湿性のブナとかありますが、それも福嶋先生は細かく分けていないので、乾性であればマルバマンサクブナ群集といって、湿性から中庸であれば、ヒメアオキブナ群集というのがあるので、そういった別の分類のものに使うともう少しすっきりするということであって、これはちょっと専門的な話になるのでいけないのですが、ちょっと気になりましたので、よろしく願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 手を挙げていただいた順番に、地熱関係の先生、お願いいたします。

○顧問 先ほどの先生がおっしゃっていた3ページの目的のところ、日本の商用地熱発電所第1号、1966年から55年にわたって発電をしているといったところをアピールされてはというようなことを言われていたのですけれども、やはり私もそれに乗っかってなのですが、是非地熱発電のよさというようなことをアピールするところをもうちょっと書かれてはいかがかとまず思いましたので、重ねて言わせていただきました。

それから準備書の496ページのところからになります地熱流体の最終調査の結果とい

うことで、6地点の温泉の温度とか成分等の表が496ページにあって、主成分について
も年4回取っていただいて季節変動がないということも分かったということによかった
と思います。

それで1つ、③の調査地点ということで、松川上流温泉2に当たりますか、その温
度は最小が非常に低くて、ほかのところに比べても低いような結果になっているので
すけれども、これについて何かございますでしょうか。

○事業者 地熱エンジニアリングの方でお答え可能でしょうか。

○事業者 地熱エンジニアリングです。No. 3の温泉につきまして、もともと湧出量が
少ない、ごく僅かの温泉でして、特に冬季は積雪などの影響も受けまして、気温の影響
も受けて、特に低くなっています。

○顧問 そうしたら、これについては③の地点の結果のところ、気象、気温、地表の
影響が出ているというようなことをちょっと書いておいた方がいいのかと思いました。

○事業者 分かりました。注意書きに記載いたします。

○顧問 それと、流体の採取に関連しまして、主な環境保全措置ということで書かれて
いまして、まさにこれで進めていただければと思うのですけれども、生産井の適正な保
守管理、生産井は、当面新たに補充はせずに流用されるということで、先ほどほかの先
生からの御質問、コメントもございましたが、生産井の適正な保守管理を行うというこ
とで、890ページに特にスケールのしゅんせつとかサイドトラック等をして有効利用を
図るといったことが具体的に書かれていたということで、まさにこういったことを生産
井の適正な保守管理ということで、具体的な方策として考えていらっしゃるということ
でよろしいのですよね。

○事業者 はい、そのとおりです。

○顧問 あと最後1つなのですけれども、この工事工程の予定の中で、運転の開始予定
が2025年10月となっていますが、そこまで特に現状の既存の生産井6本を使われて、そ
れ以降にもしも蒸気の生産等が減衰するようならば掘っていく、新たに補充をしていく
という理解でよろしいのですか。

○事業者 はい、そのとおりです。

○顧問 分かりました。私からの質問、コメントは以上です。

○顧問 それでは、騒音関係の先生、お願いいたします。

○顧問 準備書の413ページをお願いします。道路交通騒音の現地調査結果の表が載っ

ています。注のところを見ていただきたいのですが、まず注1で「騒音に係る環境基準について」に基づく時間区分を示す。これはいいとして、注2のところです。2行目のところに地域の状況を勘案し、環境基準についてはB地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域、それから要請限度については、b地域のうち2車線を有する道路に面する地域を準用した。そして括弧に示したということで、昼間65dB、夜間は60dB、これは環境基準ですね。それから要請限度の方は、昼は75dB、夜間70dBということで、これでいいのかと思いましたがけれども、この表の一番左端に県道212号線であって、2車線道路に面したところを調査地点と書いてあります。

それで、ちょっと戻るのでありますが、準備書の139ページを開いていただけませんか。これは環境基準の告示が書かれていて、環境基準値が書かれている表が載っています。それで、3つ表があると思います。3つ目の表を見ていただきたいのですが、3つ目の表の上のところに幹線交通を担う道路に近接する空間については、上の表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとするということになっています。それで、この下の表の注書きの(1)を見ていただきたいと思います。

(1)のところに幹線交通を担う道路とは、次に掲げる道路をいうものとする。道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道であって、市町村道では4車線以上に限るということが書かれています。五葉沼のところの面する道路というのは、県道212号であったということです。しかも道路端から15m以内、注書きの(2)のところを見ると、15m以内が近接空間に該当するということなので、今回の調査地点は幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値が適用されるということになります。しかも、A類型、B類型、C類型にかかわらずということになります。

準備書の151ページをお願いします。151ページは自動車騒音の要請限度について書かれた部分になります。これも表があると思いますが、表の下から2つ目を見ていただきたいのですが、上の欄に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上欄にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとするということが書かれています。もう一度413ページに戻っていただいて、今回の五葉沼の調査地点というのは、県道212号に面しています。道路端より15m以内に調査地点が設けられていますので、これは幹線交通を担う道路に近接する空間として見ないといけないので、

ここの環境基準は下から2つ目の欄ですけれども、環境基準については昼間は70dB、夜間については65dB、要請限度についてはこのままでいいということになります。これは全体にわたって変える必要があると思います。

同じように430ページは予測結果もあります。予測結果の方は昼間の環境基準と要請限度が書かれていますけれども、こちらの方も注書きのところをやはりちょっと書き直す必要があって、幹線交通を担う道路に近接する空間であるので、環境基準は昼間70、要請限度は昼間75にするというように書かれるといいと思います。

それで、追加ですけれども、冒頭説明をしていただきましたが、増加分が7 dBあるということですので、一過性の騒音上昇にはなりますが、やはり騒音問題は起きないとは限らないと思います。そのとき説明がありましたように、事前の説明を十分されるのが最も効果的な騒音対策だと思いますので、提案のとおり進めていただければと思います。

○顧問　それでは、地熱関係の先生、お願いいたします。

○顧問　ちょっと環境とは関係ないのですけれども、今、地熱発電というのは地域との連携が非常に重要視されているのですが、松川は先ほどの話で50年間発電をやっていたということで、非常に長い歴史を持っているのです。それと同時に蒸気の一部を利用してお湯を下流域の民宿や別荘辺りに供給されて、これも長い歴史を持っていたのですけれども、このお湯の供給というのは、リプレースの後も継続されるお考えでしょうかというのをちょっとお伺いしたいのです。

○事業者　東北自然エネルギーです。温水供給については、工事期間中も含めて継続的にリプレース後も供給することとしております。

○顧問　ありがとうございます。

○顧問　ほかに御意見よろしいでしょうか。大体出尽くした感じでしょうか。それでは、顧問の先生方からの御意見は出たということですね。これで審査を終了したいと思います。事務局から何か事務連絡等ございますでしょうか。

○経済産業省　それでは、顧問の皆様、本日はたくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございます。事業者の方におかれましては、本日顧問からいただいた御意見、御指摘を次回、補足説明資料、若しくは評価書の際に修正等していただくようお願いしたいと思います。今後、知事意見、環境大臣意見と出てまいりましたら、第2回の顧問会をまた開催させていただければと思っております。

本日は、以上をもちまして松川地熱発電所発電設備更新計画準備書についての審査の

方は終了させていただければと思います。本日は顧問の先生方、お忙しい中ありがとうございました。それでは、これで終了させていただきたいと思います。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486